

## 一五 侵略戦争

一 「侵略」とは、一般に、一国の他国に対する違法な武力の行使を中心とする概念であるが、国際法上、確立された定義があるわけではないので、「侵略戦争」についても正確に定義することは困難である。（少なくとも、外国に対し不法に武力で攻撃を加えることによる戦争が侵略戦争に当たることは間違いないであろう。）

二 一九七四年に国連で採択された「侵略の定義に関する決議」によれば、「侵略とは、一国による他の国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であって、この定義に述べられているものをいう。」として、侵略となる典型的な行為を例示している。しかし、国際連合憲章上、侵略行為の存在を決定する権限は安全保障理事会にあり、この「侵略の定義」は、主として安保理が侵略行為の決定を行う際に用いるガイドラインとして作成されたものである。したがって、この「侵略の定義」により、直ちに、ある行為が侵略であるかどうか決せられるものではない。

三 国会においては、日中戦争等の戦前の我が国の行為に関する、侵略戦争であったかどうかが議論されることが多いが、「侵略戦争」ないし「侵略」の概念が一義的でないこと、日中共同声明等で戦争から生じた一切の問題は処理済であるとの法的立場を我が国が持っていることから、政府は、これら戦前の行為が「侵略戦争」であったかどうかの議論に対して、直接に言及しないよう、慎重な態度をとってきたが、最近は、侵略戦争であったことと認めるとき答弁を行っている。

## (参考)

○侵略の定義に関する決議（抄）（決議三三一四（XXIX））

採択 一九七四年一二月一四日（国連第二十九回総会）

第一条 侵略とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であつて、この定義に定められたものをいう。

（注）この定義において「国家」という語は、

- (a) 承認の問題又は国家が国際連合加盟国であるか否かとは関係なく用いられ、かつ、
- (b) 適当である場合には、「国家群」という概念を含む。

第二条 国家による憲章違反の武力の先制的行使は、侵略行為のいちおうの証拠を構成する。ただし、安全保障理事会は、憲章に従い、侵略行為が行われたとの決定が他の関連状況（当該行為又はその結果が十分な重大性を有するものではないという事実を含む。）に照らして正当化されないと結論を下すことができる。

第三条 次に掲げる行為は、いずれも宣戦布告の有無にかかわりなく、第二条の規定に従うことを条件として、侵略行為とされる。

- (a) 一国の軍隊による他国の領土に対する侵入若しくは攻撃、一時的なものであつてもかかる侵入若しくは攻撃の結果として生じた軍事占領、又は武力の行使による他国の領土の全部若しくは一部の併合
- (b) 一国の軍隊による他国の領土に対する砲爆撃、又は一国による他国の領土に対する武器の使用
- (c) 一国の軍隊による他国の港又は沿岸の封鎖
- (d) 一国の軍隊による他国の陸軍、海軍若しくは空軍又は船隊若しくは航空隊に対する攻撃
- (e) 受入国との合意に基づきその国の領土内に駐留する軍隊の合意に定められた条件に反する使用、又は

合意終了後の右領土内における当該軍隊の駐留の継続

- (f) 他国の使用に供した国家の領土を、右他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する当該国家の行為

(g) 上記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装部隊、集団、不正規兵又は傭兵の国家による派遣、若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与  
第四条 前条に列举された行為は網羅的なものではなく、安全保障理事会は憲章の規定に従いその他の行為が侵略を構成すると決定することができる。

(国会答弁例)

衆・予算委 昭四一・三・二八  
佐藤内閣総理大臣 答弁

○猪俣委員 . . . 自衛戦争と侵略戦争をどこで区別するか。これは一言で言われるなら言ってみてください。どこで区別するんです。これは総理大臣、どこで区別するんです。

○佐藤内閣総理大臣 自衛戦争と侵略戦争の区別、これはわが憲法が認めておる自衛権、その自衛権の発動なりやいなや、いにその限度があるわけであります。また、区別があるわけであります。だから、ことばで何と言おうと、わが国憲法が認めておる自衛権の行動なりやいなや、これで区別すべきものでござります。

## (参考資料)

## ○法律学小辞典（有斐閣）

**侵略** 一国が他国に対して行なう武力の行使のうち、個別的又は集団的自衛権の発動でなく、しかも国際連合の権限ある機関の決定又は勧告に基づくべきもの。他国に対する宣戰、他国の領土・船舶・航空機に対する攻撃、他国の反乱軍に対する援助等がこれに含まれる。国際連合においては、その認定権は安全保障理事会に一任されている。侵略定義条約作成の試みは、一九三三年ソ連が近接諸国と結んだものを唯一の例外として、ことじとへ未発効に終わっている。→「侵略戦争」

**侵略戦争** 侵略を目的とした戦争で、今日では違法とされる。侵略そのものの定義が不確定であるため、侵略戦争も正確に定義することが困難である。今日、侵略を認定するのは国際連合安全保障理事会であり、認定されれば、侵略国に対して国際連合加盟国の中止が加えられることが予定されている。第二次大戦において侵略戦争を行なったもの、又はその謀議に加わったものは、戦争犯罪人として処罰された。侵略戦争の結果、領土その他の権益を得た場合も、合法的な取得とは認められない。→「安全保障」「侵略」「戦争犯罪」

## ○いわゆる日中戦争を含む戦前の我が国の行為の評価についての内閣総理大臣の国会答弁例

会議／年月日	質問者	答弁者	答弁内容
参・予算委 昭39・3・5	亀田 得治 (社)	池田 総理	・後世史家の考えるべき問題と思う。 ・自衛権の発動という人もいるので、今は大東亜戦争の状態を何だと断定するだけの気持ちは持っていない。

昭参 55 ・本会議 10 ・8	昭参 54 ・内閣委 6 ・5	昭参 54 ・本会議 1 ・31	昭参 53 ・外務委 10 ・18	昭衆 53 ・予算委 1 ・16	昭衆 51 ・予算委 1 ・30	昭衆 48 ・予算委 2 ・2	昭衆 47 ・予算委 11 ・7	昭衆 42 ・予算委 3 ・28	猪俣 (社)浩三
市川 (共) 正一	山中 (共) 郁子	宮本 (共) 顯治	上田耕一郎 (共)	正森 (共) 成一	不破 (共) 哲三	不破 (共) 哲三	田中總理	田中總理	佐藤總理
鈴木總理	大平總理	大平總理	福田總理	福田總理	三木總理	田中總理	史家が評価するものである。	・過去に行われた日本の戦争が、侵略戦争であつたか否かは後世 好の実をあげたい。 ・過去の戦争で中国に大変な迷惑をかけ損害をかけたと深く反省 しているが過去の戦争を侵略戦争と断定し得るか、私の今の立 場では申し上げられない。	・対英、対米の宣戦の詔勅に自衛自存のためと書いてある。しか し、憲法第九条の自衛権は限定されている。今後も過去のよう な自衛戦争ができるということはない。
・戦争の悲惨さを身をもつて体験しただけに平和の尊さ、自由の 有難さはよくわかっている。我が国は、いつまでも自由で平和の であり続けなければならない。私はそのために全力を尽くして	・第二次大戦、大東亜戦争の評価は後世の歴史が決めていくもの ではないかと考えている。 ・不幸な時期もあった。	・侵略戦争であるとは申し上げないが、非常に中国に迷惑をかけ た、非常に遺憾なことをしたという理解だ。 ・第二次大戦のように国民のエネルギーを誤った方向にしむけた	・昭和六年以降日中間におきた事態は、はなはだ遺憾なことであ る。その考え方は、日中共同声明に明記されている。	・再び太平洋戦争のようなことは繰り返してはいけないと考える ・当然、戦争に対しての反省がある。	・過去に行われた日本の戦争が、侵略戦争であつたか否かは後世 好の実をあげたい。 ・過去の戦争で中国に大変な迷惑をかけ損害をかけたと深く反省 しているが過去の戦争を侵略戦争と断定し得るか、私の今の立 場では申し上げられない。	・過去に行われた日本の戦争が、侵略戦争であつたか否かは後世 好の実をあげたい。 ・過去の戦争で中国に大変な迷惑をかけ損害をかけたと深く反省 しているが過去の戦争を侵略戦争と断定し得るか、私の今の立 場では申し上げられない。	・対英、対米の宣戦の詔勅に自衛自存のためと書いてある。しか し、憲法第九条の自衛権は限定されている。今後も過去のよう な自衛戦争ができるということはない。		

(口メモ)

衆・予算委 平元 2 27	衆・予算委 昭62 12 10	衆・本会議 昭61 9 16	衆・予算委 昭60 10 29	参・本会議 昭60 10 18	参・本会議 昭60 10 17	衆・予算委 昭58 2 18	木島喜兵衛 (社)	中曾根總理	努力してまいる考え方である。
上原 (社) 康助	松本 (共) 善明	土井 (社) たか子	東中 (共) 光雄	安武 (共) 洋子	久保 (社) 亘				<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋戦争は、誠に遺憾な戦争であり、起こそすべからざる戦争であった。外国人に対しても国民にも多大な迷惑をかけ、再びこのようないことがあってはならないと、固く我々は肝に銘じている。</li> <li>・考える過程が大事であるが、簡単に言えば侵略戦争である。</li> </ul>
竹下總理		中曾根總理	中曾根總理						<ul style="list-style-type: none"> <li>・先の大戦はやるべきからざる戦争、誤った戦争であった。日本人に対しても外国人に対しても大変な惨害を与えたことを深く反省して、再びやつてはならない不再戦の誓いを中国と行つた。これは、厳粛に守つていかねばならない。</li> <li>・太平洋戦争、大東亜戦争は、やるべきからざる戦争であり間違つた戦争である。中国に対しては侵略の事実もあつた。</li> </ul>
・我が国が過去において戦争を通じて近隣諸国等の国民に対し重大な損害を与えたことは事実。かかる我が国の過去の行為について、侵略的事実を否定することはできない。		・日中戦争については、様々な事件が根底にあり、中国民族の感情を著しく傷つけた。歴史的事実全般を考えてみた場合、やはり侵略的事実は否定できないと考えている。	・先の戦争については、侵略戦争であるとか、偶発的な事情から発生した戦争であるとか、いろいろな評価はあるうかと思う。回避されるべきものであつたという印象を終戦後、素直に持つていたことは事実である。						<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵略戦争の定義にもよるが、中国との戦争は国際的に侵略であるとの批判を受け、我々は、そういう国際的批判を受容し、戒める。</li> </ul>

衆・予算委 平2・5・17	三浦 (共)	久	海部總理	・(太平洋戦争が日本による侵略戦争であったという認識を持っているかと問われて) そういう認識を持つている。
------------------	-----------	---	------	---

〔衆・予算委 平五・一〇・五  
細川内閣總理大臣 答弁〕

○細川内閣總理大臣 ・・・我が國の過去における一時期の行為が、これはどこからどこまでというふうに特定して申し上げることは、なかなかその要因等々をかんがみますと難しいことでございますが、しかし、よく考えてみると、やはりそういう側面が、侵略的な行為、侵略戦争と言われても仕方がないような行為というものがあったということは、これはやはり否定し得ない事実であつたろう。

〔衆・本會議 平六・五・一三  
羽田内閣總理大臣 答弁〕

○内閣總理大臣(羽田孜君) ・・・さきの大戦を侵略戦争と認めないのかというお話でござりますけれども、侵略戦争という用語の意味につきましては、いろいろとこれは議論があるというふうに思われますけれども、先般の所信表明演説(注)において申し上げましたように、私は「我が國の侵略行為や植民地支配等が多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたものと認識しております、かかる認識と、その上に立つ反省やおわびの気持ちこそが重要であろうというふうに考えておることを申し上げさせていただきます。

(注) 第百二十九回国会における羽田内閣總理大臣所信表明演説

この機会に、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたとの認識を新たにし、これを後世に伝えるとともに、深い反省の上に立って、平和と創造とアジア太平洋地域の輝かしい未来の建設に向かって力を尽くしていくことこそが、これから日本の歩むべき道であると信じます。私は、新内閣の政治信条として、このことを常に念頭に置いて政治を進めていくことを改めて誓いたいと思います。

〔衆・本会議 平六・七・二〇〕  
〔村山内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（村山富市君） 次に、さきの大戦は侵略戦争であったのか、戦争史観というものについてのお尋ねがございました。

侵略戦争という用語の意味についてはいろいろな御議論もあると思われますが、先般の所信表明演説（注）において述べたとおり、私は、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたことへの認識を新たにしながら、深い反省の上に立って、不戦の決意のもと、世界平和の創造に今後とも力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

（注）第百三十九回国会における村山内閣総理大臣所信表明演説

世界に向かっては、先の大戦の反省の下に平和国家への誓いを忘ることなく、我が国こそが世界平和の先導役を担うとの気概と情熱をもって、人々の人権が守られ、平和で安定した生活を送ることができるような国際社会の建設のために積極的な役割を果たしてまいりたいと思います。我々の進むべき方向は、強い國よりもやさしい国、であると考えます。

（モメロ）